

通級による指導の実施

令和7年8月号(8ページ)に掲載した内容の続きです。ご相談がありましたら、洞爺湖町教育委員会までご連絡ください。

■問合せ 洞爺湖町教育委員会教育推進課 (☎ 74-3009)

通級指導教室の3つの役割

1. 相談機関

ことばや発達、コミュニケーションなどに関するご相談を受け付けています。「うまく発音できない」「言いたいことがうまく言えない」「落ち着きがない」「友達とうまく遊べない」「読み書き、計算が苦手」「気持ちのコントロールが難しい」「不安が強い」など、ご家庭や学校生活での心配ごとや困りごとに対して、よりよい方法を一緒に考えていきます。

2. 指導機関

お子さんの発達に寄り添った指導を行います。一人ひとりのお子さんに合わせ、さまざまな活動を行っています。「わかった」「できた」「楽しい」「もっとやってみよう」という気持ちを大切に、お子さんの持っている個性と持っている力を伸ばしていきます。

3. 他機関との連携

お子さんの状態によっては他機関や専門機関を紹介いたします。お子さんの発達課題が、学校教育だけで



は解決できない場合や、専門的な指導や診断が必要な場合には、必要な機関を紹介したり、その機関と連携を図りながら指導したりします。

【指導の形態】基本は一人ひとりの指導

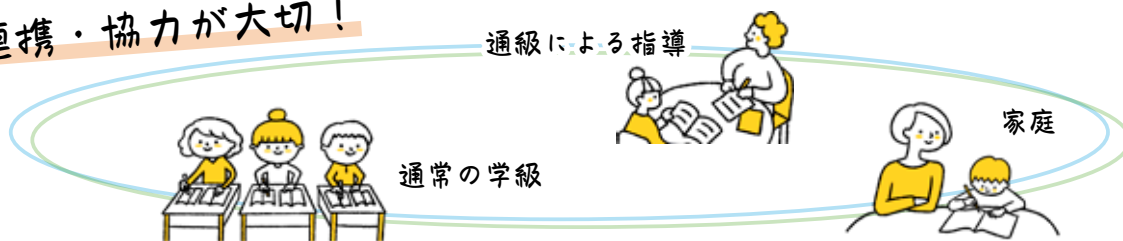
・一人ひとりに合わせた自立活動に相当する様々な内容を組み合わせて指導

・興味、感心があることに寄り添って「気持ちの安定」「できた」を積み重ね、自信につなげていく

通級による指導を効果的に進めるために

通級による指導の担当者と保護者、在籍学級の先生が日常的に学習の状況を情報共有しながら連携・協力する必要があります。そのために「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成します。

連携・協力が大切!



●個別の教育支援計画

本人や保護者の願い、障がいによる困難な状況、支援目標と内容、合理的配慮、生育歴などについて、学校と本人・保護者、関係者が情報を共有し、連携して支援するための計画

●個別の指導計画

児童生徒一人ひとりの障がいの状態などに応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法などを具体的に表した指導計画